

平成20年度松岡ゼミ最終回特別企画・最新判例研究

原因関係を欠く振込みに係る預金の払戻請求と権利濫用

最高裁判所第二小法廷平成20年10月10日判決裁時1469号2頁、金判1302号12頁

【事件の概要】

Xは、A銀行H支店に本件普通預金口座を有し、Xの夫であるBは、C銀行J支店に預金元本額を1100万円とする定期預金口座を有していた。これらの預金口座の通帳と銀行届出印を盗んだDらは、当日にA銀行K支店において、Xの普通預金口座や貯蓄預金口座から合計106万円、X Bの子名義の普通預金口座からも約25万円の払戻しを受け、B名義の口座に入金した。さらにDらは、翌日、C銀行J支店において、Bの定期預金の預金通帳等を提示して定期預金の口座を解約するとともに、解約金元利合計1100万7404円を本件普通預金口座に振り込むよう依頼し、これに基づいて本件普通預金口座に上記同額が振り込まれ、本件普通預金口座の残高は1100万8255円となった（801円しか残高はなかったことになる）。約40分後に、Dらは、A銀行I支店において、本件普通預金の預金通帳等を提示して、本件普通預金口座から1100万円の払戻しを求め、同銀行は、Dらに同額を交付した。Xは、同日、Aに通帳の盗難による喪失の届けを出したが、すでに上記の払戻しがなされていた。Xは、A銀行の権利義務を承継したYに対し、106万円と1100万円の払戻しを求めた。

【訴訟の経緯】

1 第二審（東京地判平成17年12月16日金法1814号49頁、金判1263号51頁）

争点 民法478条や免責約款による支払銀行の免責の可否（C銀行は被告ではなく、本訴では、C銀行の定期口座解約と振込指示については問題になっていない。別件訴訟が提起されているらしい。また、B Xの子ども名義の25万円の払戻請求はどうなっているか不明。これもひょっとして別訴が提起されているかもしれない）。

請求の一部認容（本件1100万円について認容）。

免責条項があっても預金の払戻について銀行に過失があれば免責されないし、民法478条も適用されない。盗難当日のX名義の普通預金や貯蓄預金からの合計106万円の払戻しについては過失がない。

これに対して、「普通預金は、口座開設の際に、預金者と銀行との間で契約書を作成して預金の払戻の方法、利息等について普通預金規定による旨合意し、この口座に振り込まれた金員については、自由な出入金が予定されているものであり、普通預金口座に預け入れられた金額は常に既存の残高と合計された一個の債権として取り扱われ、預入れごとに金額を区分けして取り扱うことはおよそ想定されていないから、一個の包括的な契約が成立しているものと解すべきであり、個々の預入金ごとに格別の預金債権が成立するとみるべきものではない。そうすると、普通預金契約においては、口座開設当時の預金者がその後の預入金を含めた預金全体について預金者となると解するのが相当である。

したがって、本件振込みによってB名義の定期預金口座から本件普通預金口座に振込送金された1100万円についても、その預金者は、本件普通預金口座の開設時の預金者のXであると認められる」。

そのうえで、本件預金口座からの本件1100万円の払戻しは、金額が高額であり口座残高のほぼ全額の払戻しを求めるものであることから慎重な手続が要請されるどころ、払戻請求者が暗証番号を回答できなかった場合には金融機関の払戻担当者は強い疑いを抱くべきであり、写真付本人確認書類の提示を受けるなどのさらに慎重な本人確認手続を講じなかった点に過失があり、本件払戻しは有効な弁済とはならない。

双方が控訴。

2 第二審（東京高判平成18年10月18日判時1952号96頁、金法1814号39頁、金判1263号44頁）

争点 1100万円の振込金によって成立した預金の権利者、民法478条や免責約款による支払銀行の免責の可否、Xの払戻請求の権利濫用の成否、過失相殺の類推による請求減額の可否

Xの控訴（106万円の部分）を棄却、原判決中Y敗訴部分（1100万円の部分）を取り消し、Xの請求を全部棄却。

民法478条の適用に預金者の帰責事由が必要だとするXの主張は独自の見解で採用できない。106万円の払戻しについては、年齢や筆跡の違いを確認する義務ではなく、Yに過失はない。

Xへの預金債権の帰属については第一審と同じ理由で肯定。「なお、Dらは、自己のために普通預金契約を成立させるために本件振込みをさせたものではなく、Xを騙る者による払戻しを企図し、Xの本件普通預金口座での預金成立を意図して本件振込みをさせたものというべきである。」

「上記のとおり本件振込みに係る金銭は本件普通預金を構成するものとしてXに属すると解すべきであるが、Xが払戻しを受けるべき正当な利益を欠くときは、その払戻請求は権利濫用として許されないものと解すべきである。

これを本件についてみると、本件振込みに係る普通預金は、それが成立した時点においては、Xにおいて振込みによる利得を保持する法律上の原因を欠き、Xは、この利得により損失を受けた者へ、当該利得を返還すべきものである。なお、本件振込みによる財貨の移転は振込名義人たるBの意思に基づかないものであり、その原因は権限のないDらによるBの定期預金の解約払戻し・振込みという行為によるものであり、Bは、Dらによる同人のC銀行の定期預金1100万円の払戻しについて同銀行が免責される場合においては、Dらに対して同額の不当利得返還請求権を取得し、さらに、現に法律上の原因なしに自己の損失により生じた利得を現に保持するXに対しても、法律上の原因のない財貨の移転が連続し、損失と現在の利得との間に因果関係が認められる場合であるとして、本件振込金相当額の不当利得返還請求権を取得する地位にあると解される。すなわち、Xとしては、本件振込みに係る普通預金につき自己のために払戻しを請求する固有の利益を有せず、これを振込者（不当利得関係の巻戻し）又は最終損失者へ返還すべきものとして保持するに止まり、その権利行使もこの返還義務の履行の範囲に止まるものと解すべきである。そして、この権利行使の方法は、特段の事情がない限り、自己への払戻請求ではなく、原状回復のための措置をとることにあると解すべきものである（最高裁判所平成15年3月12日判決・刑集57巻3号322頁参照）。

もっとも、上記説示は、Xが不当利得返還義務を負っている場合に関するものであるところ、本件振込みの約40分後にされた本件払戻しにより、これに全く関知しないXの利得（本件普通預金口座残額の増加）は消滅した（本件ではXが利得した預金と本件払戻しにより喪失した預金との同一性が認められるから、金銭の交付によって生じた利益に関する現存の推定は働かない）。そうすると、Xには不当利得の返還義務の履行のために保持すべき利得（預金残高）も存在しないというべきである。この法律関係は、本件払戻しにつきYに過失がある場合でも生ずるものであり、Yに過失があったとしても、それは不当利得返還に応じたというXの立場を侵害するものであって、Xが有した預金払戻請求権を侵害するものではない（本件払戻しの効果を否定して、不当利得返還義務を復活させることをもって、XのYに対する法的利益ということとはできない）。

そうすると、Xによる本件普通預金中本件払戻しに係る部分の払戻請求は、X固有の利益に基づくものではなく、また、不当利得返還義務の履行手段としてのものでもないから、Xは払戻しを受けるべき正当な利益を欠くこととなり、権利の濫用に該当すると解すべきである。

なお、Xは、Bに依頼されて同人の被害回復のために本件払込金に係る預金の払戻しを請求しているものであり、実質的にはBによる払戻請求と同視すべきである旨主張する。しかし、XはBと別個の法的主体であって、Xが勝訴して上記金員の払戻しを受けた場合

に、これが同人に当然に交付されるという法的な保障はなく、BのXに対する不当利得返還請求権も本件振込金がDらによって入金後間もなく払い戻されたことによって消滅したものと解されるから、BとXとの身分関係又はXの本訴追行の意図は、XのYに対する1100万円の払戻請求を許容する根拠とはならない。」

なお、実質的被害者Bの立場から検討すると、「本件振込みに際してのBの定期預金の解約・払戻しにつきC銀行に過失があったと判断される場合には、Bの定期預金払戻請求権は失われず、この請求と別に、XのYに対する預金払戻請求を認容する場合には、実体法的には、BのC銀行に対する請求とXのYに対する請求という両立できない債権を肯定することになるが、このような債権者と債務者とを異にする複数債権の不真正連帯関係は予定されていない。仮にBのC銀行に対する請求が認容される場合には、XのYに対する本件請求を行使しないとすることが、B及びXの意思であるとすれば、本件請求は別件訴訟の敗訴を条件とする不確定な請求ということになる。

他方、本件振込みに際してのBの定期預金の解約につきC銀行に過失がなかったと判断される場合には、法的にはDらからの回収リスクはBが負担すべきものと判断されたことになる。この場合に、Dらが定期預金の解約金をYにおけるXの普通預金口座に入金し、XがBの妻であることから、当該普通預金の払戻しがされる前であれば、Xとの協力により容易に被害の回復が可能な事態が生じた。しかし、この場合のBの被害回復への期待はDらが窃取金をBの権利行使が容易な方法で保管したことから生じた事実上の期待というべきである。このことは、Bと何の関わりもない第三者の普通預金口座に、その者が関知しない間に、Dらにより窃取金が振り込まれ、払い出された場合を想定すれば、自己の預金口座を財貨の移転経路に利用されただけの当該第三者に不当利得の返還を求め得べきものではなく、また、当該第三者に銀行への払戻請求を期待し得るものでもないことから明らかであろう。また、BがXの預金に何らかの権利を取得するものではないから、Bとして、被害回復を確実にするためには、Xの預金が存在する間に、Xに対する不当利得返還請求権に基づき当該預金の仮差押え等をすべきものである。Xの預金の払戻しにつきYに過失があったとしても、固有の利益のないXの払戻請求という手段によって、Dらからの回収リスクの全てをYに転化すべきものとは解されない。

民法478条による免責が弁済者の無過失を要するのは、実体法上の弁済受領権のある債権者の保護を目的とするものであり、Xがこのような債権者に該当しないことは、既に説示したとおりである。本件事案で保護すべき最終損失者がBであることからすれば、Yの弁済における注意義務もBの利益保護の観点から検討されるべきものであって、Xの普通預金の払戻しにつきYに過失があった場合に、それがBのXに対する不当利得返還請求権の行使を侵害するものと評し得るときは、BがYに対してその損害の賠償を請求すべきものであり、BとXとの利害が共通するからといって、Xの請求が理由あるものとなるわけではない。」

【上告理由の要旨】

- 1) Bと相談したうえでBの被害回復を目的として払戻請求を行うXには正当な利益があり、その払戻請求を権利濫用とするのは、原因関係がない誤振込でもXの預金債権が成立するとする判例と実質的に牴触する。
- 2) Dらへの払戻しが有効か否かを判断しないままXの預金債権＝利得が消滅したとするのは理由不備である。
- 3) YのDらへの払戻しには過失があり、盗難の被害者であるXやBにその損失を転嫁すべきではない。Bの立場からの検討にも論理の飛躍や理由齟齬が多数あり、本件請求を否定する理論的根拠にはなりえない。

【最高裁判決の内容】

1100万円の部分について、破棄差戻し（106万円の請求棄却の判決に対しては上告されず、上告審では判断されていない）

「振込依頼人から受取人として指定された者（以下「受取人」という。）の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人において銀行に対し上記金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当であり（最高裁平成4年（オ）第413号同8年4月26日第2小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）、上記法律関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はないというべきである。そうすると、受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといえることはできないものというべきである。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件振込みは、Dらが……Xの自宅から窃取した預金通帳等を用いてBの定期預金の口座を解約し、その解約金をXの本件普通預金口座に振り込んだものであるというのであるから、本件振込みにはその原因となる法律関係が存在しないことは明らかであるが、上記のような本件振込みの経緯に照らせば、Xが本件振込みに係る預金について払戻しを請求することが権利の濫用となるような特段の事情があることはうかがわれない。YにおいてDら……に対して本件振込みに係る預金の一部の払戻しをしたことが上記特段の事情となるものでもない。したがって、Xが本件普通預金について本件振込みに係る預金の払戻しを請求することが権利の濫用に当たるといえることはできない。

本件払戻しが債権の準占有者への弁済として有効であるか否かをさらに審理させるため、原審に差し戻す。

【従来の判例の概要】

1 最判平成8年（誤振込による預金債権の成否）

原因関係が存在しない誤振込でも預金は成立する。

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。」

2 最決平成15年（受取人の払戻請求と詐欺罪の成否）

誤振込であることを知りながらこれを秘して払戻しを受けた受取人には被仕向銀行に対する詐欺罪が成立する。

3 名古屋高判平成17年（被仕向銀行の相殺と不当利得責任）

組戻しについて受取人の同意があれば、預金債権は受働債権となりえず、口座名義人に対する貸金債権で相殺したと主張する被仕向銀行には不当利得返還責任がある。

「振込依頼人が、誤振込みを理由に、仕向銀行に組戻しを依頼し、受取人も、振込依頼人の誤振込みによる入金であることを認めて、被仕向銀行による返還を承諾している場合には、受取人において、振込依頼人の誤振込みによる入金を拒否（あるいは、上記当座預金口座に記帳された振込金額相当の預金を事実上放棄）する意思表示をするものと解することができ、他方で、被仕向銀行においても、受取人が当該振込金額相当の預金債権を権利行使することは考えられず…、このままの状態では振込金の返還先が存在しないことになり、同銀行に利得が生じたのと同様の結果になること、さらに、被仕向銀行が、誤振込みであることを知っている場合には、銀行間及び銀行店舗間の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面からの保護を考慮することは必ずしも必要でなく、かつ、振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐる紛争に被仕向銀行を巻き込み、対応困難な立場に置くこともなく（なお、受取人、被仕向銀行共に誤振込みであることを知っている場合には、間違っただけの振込みをした者に不利益を負わせるのが公平であるともいえない。）、個別的な組戻し手続をとることを妨げるものではないことからすれば、以上のような場合にあっては、上記のとおり、受取人と被仕向銀行との間に振込金額相当の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。ただし、受取人が、振込金について預金債権を有しないことを認めており、被仕向銀行には組戻しを拒む正当な理由がないのに、誤振込みをした振込依頼人は、受取人に対する不当利得返還請求権…の行使しかできないとすると、受取人としては、常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなり（しかも、当座預金口座の場合には当座取引の終了が必要となる。）、いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべき関係にないものを保護する結果となり、無用な混乱を招くものといえる。」

東京地判平成17年9月も結果同旨。口座名義人が所在不明で組戻しの承諾が得られない事情を聞きながら、誤振込の事実の有無を確認しないまま自らの債権回収を優先させる相殺を行ったことが原告との関係で法律上の原因を欠く。

4 東京地判平成17年3月の2判決（振り込め詐欺の被害者救済と債権者代位権）

振り込め詐欺被害者が氏名不詳の加害者に対する不当利得返還請求権を被保全債権として預金債権の払戻請求権を代位行使することを肯定。

【学説の対応】

1 平成8年判決に対する評価

2 平成15年判決に対する評価

3 原審判決に対する反応

- 1) 誰がXの預金債権の払戻しを求めることができるのかという問題が生じる（金判1263号44頁コメント）。Bの直接の権利行使？代位行使？代位行使の場合の権利濫用の抗弁が成り立つのか？
- 2) 結論に好意的ながら、Dらへの払戻しの有効性は前提問題として判断すべきである（田中62頁、飯塚19-20頁、森田10頁）。
- 3) C銀行に対するBの払戻請求と本件払戻請求は、両立しないため、本件払戻請求を棄却する結論には賛成だが、権利濫用ではなく、478条や479条の適用によるべきである（田中61、63頁）。

4) 被害者Bの保護を図る試みとして結論に好意的（森田10頁）。

【本判決が新たに明らかにしたルール】

- 1) 原因関係を欠く振込みによっても預金が成立する（無因的な預金債権成立）という判例法の確認と維持。
- 2) 原因関係を欠く振込みによって成立した預金についても、払戻請求は原則として権利濫用とならないこと。
- 3) 債権の準占有者への弁済の有効性が前提問題として検討されるべきこと。

【残された問題点】

【参考判例・裁判例】

- ①最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁
- ②最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁
- ③名古屋高判平成17年3月17日金判1214号19頁
- ④東京地判平成17年9月26日金判1226号8頁
- ⑤東京地判平成17年3月29日金判1760号40頁
- ⑥東京地判平成17年3月30日金判1215号6頁

【参考文献】

- 田中良武「本件原審評釈」判タ1239号60頁
飯塚素直「本件原審評釈」金判1285号16頁
山田誠一「I 預金・為替 概観」金法1844号3頁
森田宏樹「本件原審評釈」金法1844号7頁
石毛和夫「本件原審評釈」銀法686号22頁
宮崎拓也「本件原審評釈」別冊判タ22号20頁
大坪丘「平成8年判批」平成8年度最高裁判例解説民法（上）364頁以下
佐伯仁志＝道垣内弘人『刑法と民法の対話』（有斐閣、2001年）26頁以下
鎌形史子「名古屋高裁判批」銀法649号32頁
滝澤孝臣「総合判例研究？」金法1756号63頁
平野英則「振り込め詐欺の被害者による債権者代位権の行使（上）」金法1743号11-12頁
岡本雅弘「誤振込により成立した預金の払戻請求」金法1733号5頁
岡本雅弘「誤振込みと被仕向銀行による相殺」塩崎勤ほか編『新・裁判実務大系(29)銀行関係訴訟法』（青林書院、2007年）13頁
階猛「預金口座の不正譲渡等と不正利用への対応」金法1730号16頁
松岡久和「平成8年判批」平成8年度重要判例解説（ジュリ1113号73頁）
松岡久和「誤振込事例における刑法と民法の交錯」刑法雑誌43巻1号(2003年)90頁
松岡久和「名古屋高裁判批」金融判例研究15号（金法1748号）11頁
林幹人「誤振込みと詐欺罪の成否」ジュリ1269号167頁
岩原紳作「平成8年判批」金法1460号15頁
岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003年）
藤原俊雄「振り込め詐欺と預金の払戻し」塩崎勤ほか編『新・裁判実務大系(29)銀行関係訴訟法』（青林書院、2007年）21頁
森田宏樹「振込取引の法的構造 — 『誤振込』事例の再検討」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）161頁